

ジェネリック医薬品を使用しましょう！

▶ ジェネリック医薬品とは…

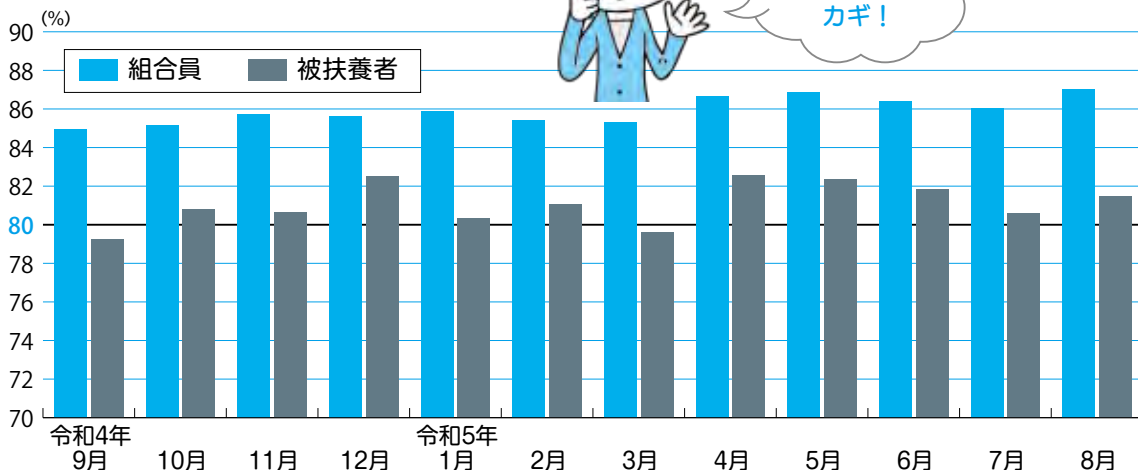
ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れた後に、その情報や実績をもとに作られているため、**新薬と品質・効果・安全性が同等であると認められている低価格な医薬品**です。

錠剤のサイズ・形状等が新薬よりも飲みやすく、使いやすく改良されており、湿布薬・軟膏・点眼薬等にもジェネリック医薬品があります。

ジェネリック医薬品を使用することで、医療機関・調剤薬局の窓口での自己負担額軽減だけでなく、医療保険の財政状況が改善されるため、皆さんの月々の給与から控除される保険料(掛金)負担も軽くなります。このように医療費削減の有効な手段の一つであるため、令和5年度末までにジェネリック医薬品の使用割合をすべての都道府県で80%以上にするという目標が令和3年6月に閣議決定されました。

この目標が達成できるように、ぜひ、ジェネリック医薬品への使用切り替えについて、かかりつけの医師・調剤薬局にご相談ください。

当組合のジェネリック医薬品使用割合
(令和4年9月～令和5年8月)



※現在、一部のジェネリック医薬品は出荷調整等により、供給状況が不安定となっています。詳しい状況等は薬局等にご確認ください。

セルフメディケーションを知っていますか？

セルフメディケーションとは…

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHOの定義)です。日頃から自分の健康状態を把握して生活習慣の改善に取り組むことは、結果的に、医療費の節約につながります。

軽度な身体の不調を手当てするために、市販薬を活用したり、症状の改善が思わしくない場合には医療機関等を受診したりと適宜判断しましょう。



○セルフメディケーション税制○

健康診断・予防接種等を受けている人が、指定された市販薬を購入した際に、その購入費用について所得控除が受けられる制度です。

※一定の条件があります。詳しくは国税庁のHPをご確認ください。

